

居宅療養管理指導契約同意書及び重要事項説明書

1 居宅療養管理指導事業者（法人）の概要

名称	公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院
代表者名	院長 寺井 章人
所在地・連絡先	岡山県倉敷市美和1丁目1番1号 TEL (086) 422-0210 FAX (086) 421-3424

2 事業所の概要

ア) 所在地等

事業所名称	公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院リバーサイド
代表者名	院長 中島 尊
所在地・連絡先	岡山県倉敷市鶴の浦2丁目6番11号 TEL (086) 448-1111 FAX (086) 448-1251
介護保険指定事業所番号	3310212372

イ) 目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	居宅療養管理指導等の提供に当たって、要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者等に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。 居宅療養管理指導等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

ウ) 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日（祝日、12月30日～1月3日までを除く） 9:00～17:00
----------	--

エ) 事業所の職員体制

管理者	院長 中島 尊
-----	---------

職種	職務内容	人員
医師	通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学管理に基づき、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。 利用者、家族等に対する居宅サービス利用上の留意点・介護方法等について指導及び助言を行います。	1名以上

歯科医師	通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。 利用者、家族等に対する居宅サービス利用上の留意点・介護方法等について指導及び助言を行います。	1名以上
歯科衛生士	歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導として、利用者の口腔内清掃または有床義歯の清掃に関する指導を行います。	1名以上
管理栄養士	医師の指示に基づき、栄養ケア計画を作成し、患者または家族に栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談、助言を行います。	1名以上

3 サービスの内容

区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師が利用者の居宅において、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養生活の質の向上を図る。

4 居宅療養管理指導事業者の禁止行為

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書などの預かり
- ・利用者の同居家族に対するサービス提供
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ・利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5 費用

別紙「居宅療養管理指導料金表」参照

6 サービス提供あたっての留意事項

- ・サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容
(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。
- 被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ・サービス提供を行う職員に対するサービス提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権擁護・虐待防止等のため、次の掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	院長 中島 尊
<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人制度の利用を支援します。 ・苦情解決体制を整備しています。 ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。 ・サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。 	

8 秘密の保持と個人情報の保護、取り扱いについて

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">事業者は、個人情報の保護に努めておりますが、提供するサービスの質を高めることを目的に、必要に応じて連携を行っている医療機関や他事業所に対して、書面又は電子カルテにて利用者に関する診療情報の開示を行っています。また、在宅医療の推進・発展のため学会・研修会・講演会等で個人が特定されない形で診療にかかわるデータ等を利用する場合があります。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、岡山県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10 身分証携行義務

指定居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 サービス提供の記録

サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況、その他必要な事項を記録します。またその記録は完結の日から5年間保存します。また利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

12 衛生管理等

サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
また指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

13 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所苦情相談窓口	所在地 岡山県倉敷市連島町鶴の浦2丁目6番11号 電話番号 (086) 448-1111 担当者 患者サポート室 受付時間 平日 9:00~17:00
倉敷市保健福祉局 指導監査課	所在地 岡山県倉敷市西中新田640 電話番号 (086) 426-3343 受付時間 平日 9:00~17:00
岡山県国民健康保険 団体連合会	所在地 岡山県岡山市北区桑田町11-6 電話番号 (086) 223-8811

公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構

倉敷中央病院リバーサイド 院長 殿

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意いたします。

記入日	年 月 日	
ご本人（患者様）	氏名	
	住所	
ご家族様（代理人）	氏名	(続柄)
	住所	